

# 岐阜県公報

第二千三百九十三号  
平成二十四年十一月二日

(金曜日)

## 目次

### 告示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 七三三<sup>ハ</sup>

### 公示

システム共通基盤の構築及び賃貸借・維持管理委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 七三三

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 七二四

木曾川地域森林計画の案の縦覧

(森林整備課) 七二四

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二四

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二五

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二五

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二五

公共測量の実施

(用地課) 七二五

### 正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 七二六

## 告示

岐阜県告示第五百五号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十四年度中に公表するものから適用する。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県観光レクリエーション動態調査」を「岐阜県観光入込客統計調査」に改める。

## 公示

システム共通基盤の構築及び賃貸借・維持管理委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

システム共通基盤の構築及び賃貸借・維持管理委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量

システム共通基礎の構築及び賃貸借・維持管理委託業務 一式  
意見の提出方法等

- (1) 提出期限 平成24年11月22日(木) 午後5時(郵送の場合は必着のこと。)
- (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市数田南2丁目1番1号  
岐阜県総合企画部情報企画課 ネットワーク・システム係

電話 058-272-1111(内線2279)

- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成24年11月2日(金) から平成24年11月16日(金) までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Construction, lease, and maintenance of the information system platform
- (2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 2 November 2012 through 16 November 2012 (excluding weekends and national holidays)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 22 November 2012.  
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 22 November 2012.)
- (4) For further information, please contact:  
Network and System Section, Information Policy Planning Division,  
Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government  
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570  
Tel: 058-272-1111 Ext. 2279

土地改良事業計画の変更の趣旨の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同

法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
関市木曾川右岸用水土地改良区	関市木曾川右岸用水地区	関市役所	平成二四・一一・二一から 同二四・一一・三三まで

木曾川地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	縦覧期間
岐阜県林政部森林整備課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課	平成二四・一一・二一から 同二四・一一・三三まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により揖斐川森林計

画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場	岐阜県林政部森林整備課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課
縦覧期間	平成二四・一一・二二から 二二・三三まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場	岐阜県林政部森林整備課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦覧期間	平成二四・一一・二二から 二二・三三まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計

画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場	岐阜県林政部森林整備課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県上農林事務所林業課
縦覧期間	平成二四・一一・二二から 二二・三三まで

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場	岐阜県林政部森林整備課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦覧期間	平成二四・一一・二二から 二二・三三まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（各務原市 公共基準点の座標変換）

三 作業期間

平成二十四年八月二十日から

同 年十二月十四日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（各務原市 公共基準点の設置）

三 作業期間

平成二十四年九月二十一日から

同 二十五三年三月二十五日まで

四 作業地域

各務原市鷺沼山崎町

正 誤

（原稿誤り）

平成二十四年十月十二日第二千三百八十七号 土地改良区役員の退任及び就任六八七頁下段前から二行目中「野村康和」は、「野村泰和」の誤り。

平成二十四年十一月二日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社